■ 大規模な建物を建てる場合などには、景観法、伊豆市景観まちづくり条例に基づき、事前の届出が必要です。

建物などを建てるときには周りの景観への配慮をお願いします。

届出の流れ

届出対象行為

届出対象ではない行為

届出対象でなくても、景観形成基準に適合するよう配慮をお願いします。

円滑に計画を進めるためにも、できるだけ早い段階でご相談ください。

●構想・計画段階での事前相談（任意）
●景観まちづくりの方針、景観形成基準への理解、協力

景観法に基づく届出
（景観形成基準に適合するかどうか審査）

届出から30日間（最大90日間）は行為に着手できません。

適合の場合

不適合の場合

助言・指導

勧告（建築物、工作物の形態意匠については変更命令）

修正

行為の着手

届出が必要な区域：伊豆市内全域。

ただし、道路景観軸から1kmの範囲は、届出対象行為が市内全域と異なります。

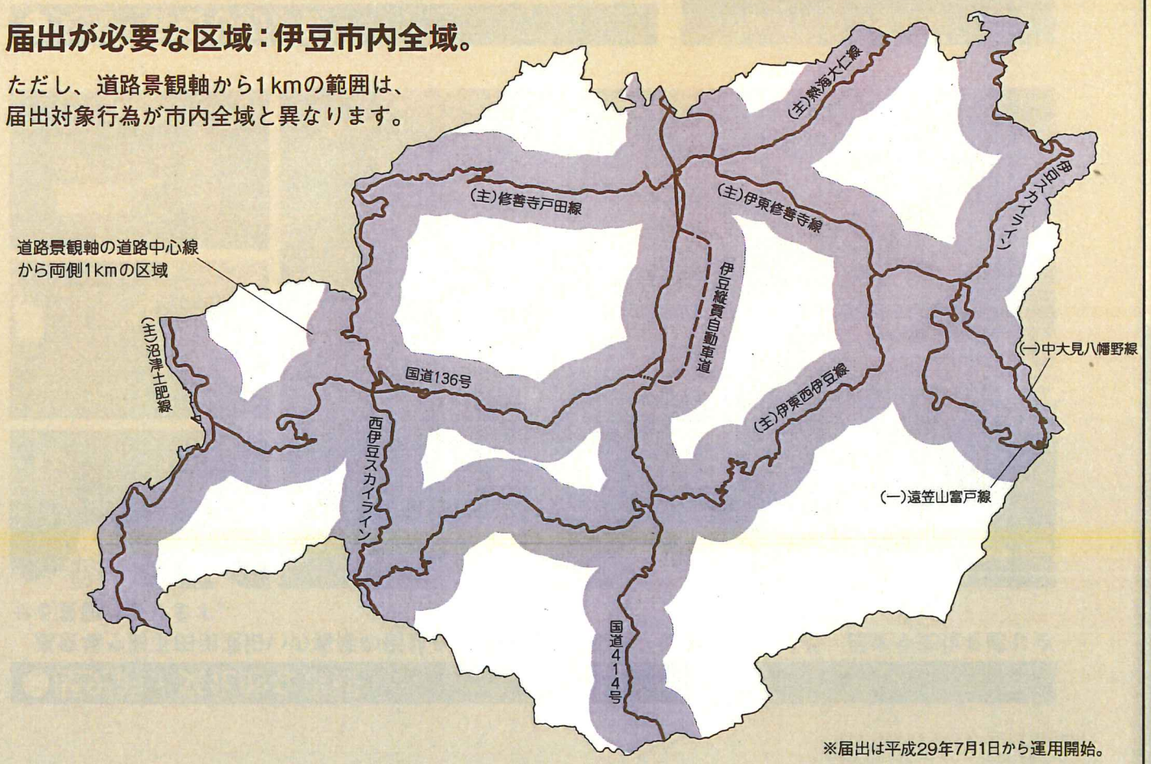

※届出は平成29年7月1日から運用開始。

■ 届出対象行為

行為の種別		届出対象となる規模、要件（市内全域）
建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更（各見付面積の1/2以上の変更）		・高さが10mを超えるもの。 ・延べ面積が1,000㎡以上のもの。
工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更	擁壁	・高さ5mを超えるもの。
	橋梁、高架道路	・長さ20mを超えるもの。
	地上に設置する太陽光発電施設	・施行区域の面積が1,000㎡以上のもの。 道路景観軸★の道路中心線から両側1kmの区域 ・施行区域の面積が500㎡以上のもの。
	時間貸し駐車場等	・収容能力20台以上のもの。
	上記以外	・高さが10mを超えるもの。
開発行為 土石の採取その他の土地の形質の変更 木竹の伐採 屋外における物件の堆積		・施行区域の面積が1,000㎡以上のもの。 道路景観軸★の道路中心線から両側1kmの区域 ・施行区域の面積が500㎡以上のもの。
特定照明（夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明）		・照明の新設、移設、改設及び色彩等の照明方式の変更で、届出対象となる規模の建築物及び工作物に設置される投光器、サーチライト、スポットライト、レーザーその他これらに類する物（以下、「投光器等」という）及び同敷地内に設置される投光器等。

★道路景観軸…国道136号、国道414号、伊豆縦貫自動車道、（主）修善寺戸田線、（主）伊東西伊豆線、（主）伊東修善寺線、伊豆スカイライン、西伊豆スカイライン（（一）船原西浦高原線、（一）西天城高原線）、（主）沼津土肥線、（一）遠笠山富戸線、（主）熱海大仁線、（一）中大見八幡野線。

屋外広告物（看板など）の設置にも許可が必要です

良好な景観を形成し、危害を防止するため、屋外広告物の高さや大きさなどの基準が屋外広告物法及び静岡県屋外広告物条例によりルールが定められています。屋外広告物を設置する場合は、許可の申請をお願いします。